

学校法人 田村学園 規程集 閲覧 (多摩大学)

[トップページに戻る](#)

[最上位](#) > [第5編 研究](#)

多摩大学競争的資金等の公的研究費に係る間接経費取扱規程

(基本)

第1条 この規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日決定）（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」及び多摩大学競争的資金等の公的研究費の管理・監査に関する規程第18条に基づき、多摩大学（以下、「本学」という）における競争的資金に関する間接経費（以下、「間接経費」という）の使用方針及び取扱について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に定める用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 競争的資金 科学研究費助成事業の他、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人などから研究等を実施するために、研究等に必要なものに対し、本学または本学の研究者へ配分する経費。

(2) 直接経費 競争的資金により行われる研究等を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した本学の研究者が使用する経費。

(3) 間接経費 競争的資金により行われる研究等の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究に直接的に必要な経費（直接経費）の一定比率で本学に配分される経費。

(方針)

第3条 間接経費は、本学の競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費及び競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善並びに本学全体の研究の機能の向上に活用するために必要な以下の経費に充当する。

(1) 管理部門に係る経費

① 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

② 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

③ その他管理部門に係る経費

(2) 研究部門に係る経費

① 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

② 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

③ 特許関連経費

- ④ 研究棟の整備、維持及び運営経費
- ⑤ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- ⑥ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- ⑦ 設備の整備、維持及び運営経費
- ⑧ ネットワークの整備、維持及び運営経費
- ⑨ 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- ⑩ 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- ⑪ 図書館の整備、維持及び運営経費
- ⑫ ほ場の整備、維持及び運営経費
- ⑬ その他研究部門に係る経費

（3）その他の関連する事業部門に係る経費

- ① 研究成果展開事業に係る経費
- ② 広報事業に係る経費
- ③ その他関連する事業部門に係る経費

（4）（1）から（3）に定める経費の他、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した経費を使用することができる。

2 前条に定める経費については、研究支援に関する目的に限定され、教育またはその他の目的に限定されるものや直接経費として充当すべきものは使用することはできない。

（計画）

第4条 間接経費は研究者からの譲渡に基づき本学に帰属し、総務課が受入れに関する事務を行い、前条に定める方針に基づき、経費を使用する。

2 間接経費の担当部署は総務課とし、学長の承認の下、「田村学園経理規程」に基づき、理事長の決裁を得て使用する。

3 総務課は前条に基づく方針に基づき、間接経費の使用の計画を学長へ提出し、承認を得て経費を執行する。

4 前項に定める計画については、年度の途中で計画の変更を提出することができる。

5 計画については、競争的資金の採択者である研究者に通知しなければならない。

（経理）

第5条 間接経費の経費に関する信憑書類については、「多摩大学競争的資金等の公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づき、総務課が保管しなければならない。

（その他）

第6条 その他、この規程に定めのない事項については文部科学省及び日本学術振興会等の公的機関の定めによる。

（改正）

第7条 本規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。